

**注意**

# 児童を守る「フィルタリング」、忘れずに。

近年、中学生・高校生だけでなく、低年齢層の児童にもインターネットの利用が広がる中、スマートフォン等からSNS（※1）を利用して児童（※2）が性犯罪等の被害に遭う事例が多発しており、平成30年中に犯罪被害に遭った児童数は、全国で1,811人にのぼります。

被害児童のSNSへのアクセス手段（全国）は、スマートフォンが89.5%を占める一方、犯罪被害防止に有効な手段であるフィルタリング（※3）は、88.0%の児童が被害時に利用していませんでした。

※1 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）とは、TwitterやLINE等、友人や知人、共通の趣味を持つ人たちとインターネット上でメッセージのやりとりをするサービスの総称をいいます。  
※2 18歳未満の少年。  
※3 フィルタリングとは、インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービスをいいます。

SNSが介在する犯罪は、都会だけの問題じゃないよ！青森県でも、平成30年中に20人の児童が、SNS等を利用して、福祉犯の被害にあっているんだ。

福祉犯：少年の心身に有害な影響を与え、健全な育成を著しく阻害する犯罪。児童ポルノ、淫行等。



**実際に  
ありました**



- A子ら（16歳）は、SNSで知り合った男と待ち合わせをし、その男の車に乗ると「言うことを聞くか、金を払うか。」などと脅され、車内において、裸をスマートフォンで撮影された。
- B子（16歳）は、SNSで知り合った男から、「モデルをやりませんか。割のいいアルバイトがある。」などと言葉巧みに誘導され、わいせつな動画に出演させられた。
- 30代の男は、C子（小学6年）に裸の画像を送らせ逮捕された。男はSNSを利用し、「わたしも小6の女の子」と嘘をついてC子と友達になった後、メッセージのやりとりをし、顔を隠した女兒の写真を送り、「わたしも送ったから、あなたも送って。」とお願いし、C子に裸の画像を送らせた。



フィルタリングを活用することで、子どもがインターネットに接続した際、有害情報の閲覧を防ぐことができます。

平成30年2月、「青少年インターネット環境整備法」が改正され、携帯電話販売店等のフィルタリングに係る説明義務等が新設されるなどしました。警察では、関係機関・団体と連携し、フィルタリングの促進を呼びかけています。

**重要**

## フィルタリングを必ず利用しましょう！

従来型の携帯電話は①、スマートフォンは①②③に対応するフィルタリングが必要！



子供が安全にインターネットを利用するためには、スマートフォンの場合、①②③の3つのフィルタリングが必要となります。携帯電話大手3社が提供する「あんしんフィルター」などでは、簡単な設定で①②③のフィルタリングが可能です。

- ①携帯電話回線による接続
- ②無線LAN回線（Wi-Fi）による接続
- ③アプリによる接続



使用時間や利用できるアプリの制限など、子供の学齢に応じた制限レベルを設定しましょう。

※iPhoneでのアプリ制限や利用時間制限は、端末の設定を行う必要があります。

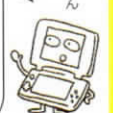
フィルタリング設定の詳細は、メーカーや機種により異なります。詳しくは各社のサイトか、携帯電話の販売店に問い合わせるなどし、設定方法を確認してください。設定は無料です。

「フィルタリング=すべてのSNSが使えない！」ではないよ。「カスタマイズ設定」で、学齢に応じたフィルタリングのレベルを設定できるんだ。保護者の方は、子どもにせがまれても安易にフィルタリングを解除しないでください！



通信型ゲーム機や携帯音楽プレーヤー、子どもに渡さばなしになっていませんか？ これらも、機種によって無線LAN回線を通じてネット接続が可能。フィルタリングが必要なんだよ！

ゲーム機くん



スマートフォン等には確実にフィルタリング！  
子どものネット利用については家庭でよく話し合い、学齢に応じた使い方のルールを決めましょう。

子どもを危険から守るために、家族だからこそ、できることがあります。

ネット犯罪被害防止や相談窓口等、少年の健全育成については……

青森県警察 少年サポートセンター **検索**

女優・駒井蓮さんによるメッセージをはじめ、ネットトラブル防止のための青森県警察オリジナル啓発動画をチェック！



～児童のネット被害ゼロをめざして～